



公示

JAF四国地域クラブ協議会(以下JMRC四国)に所属するクラブが主催するジムカーナ競技会は、一般社団法人日本自動車連盟(以下JAF)公認のもとに、国際自動車連盟(以下FIA)の国際モータースポーツ競技規則および同付則、JAF国内競技規則及び同付則(選手権規定およびスピード行事開催規定を含む)に従い、かつ本規則及び各競技会特別規則書に基づいて開催される。

第1条 競技種目

四輪自動車によるジムカーナ

第2条 競技会の名称

全ての競技会に下記のタイトルを付加する事。下記以降のタイトルの追加は主催者の自由とする。

- 1行目 …… 2013年 JAF四国ジムカーナ選手権シリーズ 第X戦
2行目 …… 2013年 JMRC全国オールスター選抜ジムカーナ 第X戦

第3条 車両の定義

1. P車両……当該年JAF国内競技車両規則に定義されるスピードP車両
2. PN車両……当該年JAF国内競技車両規則に定義されるスピードPN車両
3. N車両……当該年JAF国内競技車両規則に定義されるスピードN車両
4. B車両……当該年JAF国内競技車両規則に定義されるスピードB車両
※他地区(四国以外)の競技会では、スピードB車両の参加を制限している場合がありますので、その競技会に参加する場合には注意が必要です。
5. SA車両……当該年JAF国内競技車両規則に定義されるスピードSA車両
6. SC車両……当該年JAF国内競技車両規則に定義されるスピードSC車両
7. D車両……当該年JAF国内競技車両規則に定義されるスピードD車両
8. AE車両……当該年JAF国内競技車両規則に定義されるスピードAE車両

第4条 参加車両に対する補足規定

1. 全ての参加車両に対して、競技会特別規則書にて排気音量を規制する事がある。
2. 全ての参加車両に対して、競技会特別規則書にて排気管及びマフラーを規制する事がある。

第5条 シリーズ・部門・クラス区分

1. 日本ジムカーナ選手権四国地区シリーズ
 - a. NS部門
 - NS Iクラス：気筒容積1600cc以下のPN・N・SA・AE車両
 - NS IIクラス：気筒容積1600ccを超える2輪駆動のPN・N・SA・AE車両
 - NS IIIクラス：気筒容積1600ccを超える4輪駆動のPN・N・SA・AE車両
 - b. SCおよびD部門
 - CDクラス：SC車両およびD車両(クラス区分なし)
 - c. R部門(ラジアルシリーズ・Sタイヤ使用禁止)
 - RIクラス：気筒容積1586cc以下のB車両
 - RIIクラス：気筒容積1586ccを超える前輪駆動のB車両
 - RIIIクラス：気筒容積1586ccを超える後輪駆動のB車両
 - RIVクラス：気筒容積1586ccを超える4輪駆動のB車両
※ロータリーエンジンは、係数(×1.4)とする。
2. その他の部門
 - a. AT部門(Sタイヤ使用禁止・オートマ車両のみ)
 - ATクラス：B車両
※AT部門の細分化は、主催者の自由とする。
細分化する場合には、その内容を競技会特別規則書に明記する事。
3. その他のクラス
クローズド・ラリー車等、その他のクラスの追加設定は、主催者の自由とする。
但し、そのクラスに参加できる車両は、国内競技車両規則に定義される範囲内とし、その内容を競技会特別規則書に明記する事。

4. クラス区分の概念図

a. 地方選手権四国地区シリーズ

車両区分	P N ・ N ・ S A ・ A E			S C ・ D			B (ラジアル)			車両区分
駆動方式	前	後	4	前	後	4	前	後	4	駆動方式
1600	N S I			C D			R I			1586
	N S II		N S III				R II	R III	R IV	

第6条 Sタイヤ使用禁止クラスのタイヤ制限

1. Sタイヤ使用禁止クラスに参加する場合は、下記銘柄タイヤの使用を禁止する。

ダンロップ	DIREZZA	93J・98J・01J・02G・03G
ブリヂストン	POTENZA	520S・540S・55S・11S
東洋ゴム	PROXES	FM9R・08R・881・888
横浜ゴム	ADVAN	021・032・038・039・048・050
メーカー問わず	縦溝のみのタイヤ	

〃 海外メーカーのSタイヤと判断される物など

2. 上記以外のタイヤでもSタイヤに準ずると判断された場合には、猶予期間を持たずに使用を禁止する
場合がある。

第7条 参加資格

- 参加者(エントラント)は、J A F 発給の当該年度有効な競技参加者許可証を所持していなければならない。ただし、参加者を競技運転者(ドライバー)が兼ねる事ができる。
- 競技運転者は、当該車両を運転する事ができる運転免許証を所持していなければならない。
- 競技運転者は、J A F 発給の当該年度有効な競技運転者許可証を所持していなければならない。ただし、この許可証の必要のないクラスに参加する場合には、この限りではない。
- 20才未満の競技運転者は、参加申込みに際し、親権者の同意の署名捺印を必要とする。

第8条 重複参加

- 競技運転者は、1競技会に1台の車両でのみ参加できる。同一車両による重複参加(ダブルエントリー)は2名まで認められるが、この場合の2名は、同一競技運転者であってはならない。
- 【選手権シリーズ】【その他の部門】の区分が違えば、各区分毎に最大2名ずつ(最大4名)の競技運転者が同一車両で重複参加する事を認める。
ただし、この場合の最大4名は、同一競技運転者であってはならない。
- 上記2項に記載された以外のシリーズ・部門・クラス(クローズドクラス等)については、同一車両による重複参加人数の制限はしないが、同一競技運転者の重複参加はできない。

第9条 競技運転者の装備

- 選手権シリーズに参加する競技運転者は、レーシングスーツ・レーシングシューズ・レーシンググローブの着用を義務付ける。
- 前項以外のクラスに参加する競技運転者も、前項の着用を強く推奨するが、最低限の装備として、長袖(トレーナーと同等以上の厚さの物)、長ズボン、運動靴、指の出ないグローブの着用を義務付ける。
- 表彰式において受賞対象者は、前記1.2.項に記載される服装(グローブを除く)で表彰式に出席しなければならない。規定の服装でない場合には、副賞を授与しないなど、賞典を制限する場合がある。
- 全ての競技運転者は、国内競技車両規則に記載される『スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱』に適合したヘルメットを着用する事。この適合性は、ラベル(内側のシール等)で表示されなど、何らかの方法で証明できなければならない。
- 上記の装備品が準備できていない場合は、出走拒否などの措置をとる場合がある。

第10条 各部門の概要

部門	エントリー代の上限	競技ライセンス	J A F メダル	シリーズ表彰
NS	¥12,000	国内B以上	あり	J A F
SC・D	¥12,000	国内B以上	あり	J A F
R	¥12,000	国内B以上	あり	J A F
AT	¥8,000	国内B以上	あり	J A Fにて検討中

第11条 申込受付期間

1. 受付期間一覧表

	主催者	開催会場	開催日	受付期間	審査委員長(JMRC派遣)
第1戦	DCR	瀬戸内海	3月17日	2月23日(土)～3月9日(土)	高芝 一史
第2戦	TEC	TKL	4月7日	3月16日(土)～3月30日(土)	藤沢 繁美
第3戦	SMC	たちかわ	5月5日	4月13日(土)～4月27日(土)	藤沢 繁美
第4戦	MAC	美川	6月2日	5月11日(土)～5月25日(土)	西森 啓祐
第5戦	OWL	TKL	6月23日	6月1日(土)～6月15日(土)	佐藤 忍
第6戦	ETOILE	美川	7月21日	6月29日(土)～7月13日(土)	高芝 一史
第7戦	SKMC	たちかわ	8月25日	8月3日(土)～8月17日(土)	佐藤 忍
第8戦	瀬戸風	瀬戸内海	9月22日	8月31日(土)～9月14日(土)	大西 周

2. 受付期間を競技会当日の3週間前の土曜日から1週間前の土曜日までの15日間に統一する。
3. エントリー用紙等の書類やエントリーフィー等、全ての必要な物が事務局に到着し、大会組織委員会が認めた時点を受付完了とし、受付期間内に受付完了しなかった場合には、例外なく『賞典外出走』や『出走拒否』等の措置をとる。(主催者は毅然とした対応をお願いします。)
4. 参加車両名は15文字以内とし、必ず車両名(型式ではなく通称名：インテグラ・ランサー等)を記載する事。

第12条 受理書の発行

1. 参加受理の諾否は、原則としてJMRC四国公式ホームページへのエントリーリストの掲載を行うことで通知する。掲載時期については別条を参照の事。
2. 原則として全ての競技会において受理書は発行しない。何らかの理由で不受理とした場合にのみ、主催者はその当人または当人の関係者に対して不受理を連絡する。
3. 参加希望者が受理書の発行を希望する場合には、郵便はがきに希望送付先・氏名等の『表書き』をし、申込書類に同封し競技会申込先に送付する事。(必ず『表書き』をする事。白紙のはがきを同封しても受理書発行希望とは認めない。)主催者は受理/不受理等を『裏書き』に明記し、返送する。

第13条 エントリーリストの公表

1. 主催者は受付期間終了後、水曜日(開催日の4日前)までに、エントリーリストを公表する事。
この時点では、ゼッケンは確定していない情報でも可とするが、その後できるだけ早くゼッケンを確定し公表する事。公表においてはJMRC四国公式ホームページに掲載する事。
2. 瀬戸内海サーキットで開催する主催者は、エントリーリストと同時にパドック配置表も公表する事。
3. 公表されたエントリーリスト・パドック配置表について、参加申込者など主催者以外からの異議・抗議・要請等は認められない。但し、氏名の間違いや希望クラスに入っていない場合はこの限りではない。

第14条 保険への加入

1. 主催者は、国内競技規則【自動車競技の組織に関する規定】に記載された、競技役員・観衆に対する傷害保険に加入しなければならない。
また、不測の事態に備え、観衆に対しては賠償責任保険にも加入する事を強く推奨する。
2. 主催者は、加入した保険の保証内容がわかる書類(保険証書や申込書の控えなど)を、競技会当日の公式受付終了時まで、審査委員会に提出しなければならない。
保険料領収証などの、保証内容が記載されていない書類は提出書類として認められない。

第15条 見舞金制度への加入

1. クローズドクラスを含む全ての参加者及び全ての競技役員に、JMRC四国または他地区のJMRCが管掌する見舞金制度への加入を強く推奨する。
2. 主催者は、競技会特別規則書に明記した上で、見舞金制度への加入を義務付ける事ができる。
加入を義務付けた場合には、以下の項目を競技会特別規則書に明記する事。
 - ・既に加入している事の証明方法
 - ・加入していない場合の加入方法
 - ・加入を証明できなかった場合の措置
3. 主催者は、競技会当日に見舞金制度への加入を希望する参加者に対して、受付をしなければならない。

第16条 競技会のタイムスケジュール

1. 本規定が適用される競技会において、主催者は下記の例を参考に自由に設定して良い。

ただし、競技会場周辺住民への配慮など各会場特有の事情を考慮し、ゲートオープンは7：00以前には設定しない事。

主催者は競技会特別規則書にタイムスケジュールを明記する事。

- 1) ゲートオープン 7：00～
 - 2) 公式受付 7：30～ 8：30
 - 3) 競技コース発表 公式受付開始と同時またはそれ以前
 - 4) 公式車検 7：40～ 9：00
 - 5) コースオープンA 7：40～ 9：10
 - 6) 開会式およびドライバーズブリーフィング 9：15～ 9：30
 - 7) 試走 9：30～ 9：40
 - 8) 第1ヒート開始 9：45～
 - 9) コースオープンB 第1ヒート終了後40分間
 - 10) 第2ヒート開始 第1ヒート終了の50分後～
 - 11) 閉会式および表彰式 第2ヒート終了の40分後～
2. 競技会が2日間にわたって開催され、前日に公式受付や公式車検などが行われる場合には、本条は適用されない。
3. 参加者は、主催者の定めたタイムスケジュールに従わなければならない。
これに違反した場合には、ペナルティの対象となる。

第17条 競技コース

1. 主催者は、競技会審査委員会に承認された競技コース図を、公式受付開始と同時またはそれ以前に公式通知として公式通知掲示板に掲示しなければならない。
この資料は、上記の掲示だけでなく、公式受付時に参加者に配布される事が望ましい。
2. 競技コース図には少なくとも以下の内容を記載しなければならない。
 - 1) ペナルティ対象となる全てのマーカー(パイロン)の設置場所
ペナルティの対象とならないマーカーについても、その論旨を明示の上、記載する事が望ましい。
 - 2) スタートおよびゴールの計測線
中間計測を行う場合には、その計測線も記載する事が望ましい。
 - 3) 走路の各審判員の判定場所(ポスト)
スタート・ゴールの計測線に関する審判員を配置する場合には、これも記載する事。
 - 4) 大会本部の場所
 - 5) 重複参加者(Wエントリー)交代場所
3. 主催者は、脱輪の判定基準について、ドライバーズブリーフィングなどで具体例を挙げて明確に参加者に対して説明しなければならない。

第18条 車両検査

1. 参加者は出走可能な状態で、指示されたタイムスケジュールに従い、指示された場所で競技会技術委員長の実施する公式車両検査を受けなければならない。また同時に本規則第9条(装備)についても検査を受けなければならない。この公式車両検査などに車両や装備を提示する事は、当該車両や装備がすべての規則に適合していると申告したものとみなされる。
2. 競技番号(ゼッケン)は公式車両検査までに車両の指示された場所に貼付けなければならない。競技期間中に、競技役員から競技番号についての修正指示が出た場合はこれに従う事。
3. 競技会技術委員長は車両の改造等が不相当と判断した個所について修正を求める事ができる。修正を命じられた車両は、修正の後再度車両検査を受けなければならない。
4. 以下の場合には当該競技に参加できない。
 - 1) 公式車両検査を受けない場合
 - 2) 公式車両検査で不合格の場合
 - 3) 競技会技術委員長の修正指示に従わない場合
5. 競技会技術委員長は、競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査することができる。
6. 参加者は、公式車両検査合格後に、競技車両のタイヤ交換、プラグ交換、Vベルト交換(調整)の軽微な作業を除き、調整、変更、交換作業を行う場合は、事前に競技会技術委員長の許可を得ること。
7. 参加者は、競技走行中の転倒などにより車両の安全性が損なわれたと判断した場合は、競技会技術委員長に申告してその安全性について確認を受けなければならない。
8. 競技会技術委員長は、競技会審査委員会の承認のもと、競技終了後上位入賞車両に対し最終車両

検査を実施する。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。

9. 競技会技術委員長が行う検査および再車両検査の分解および組み付けに必要な工具、部品、必要経費等はすべて参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合や検査不合格の場合は、競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。
10. 参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明する為、車両規定に定める証明資料等を提示し証明しなければならない。
11. 競技車両は公式車両検査終了後から正式結果発表までの間は、競技走行中や走行の為の移動を除き、指定された場所で保管されているものとし、車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまでは、主催者の管理下に置かれる。

第19条 一般安全規定

1. オープンカーは乗員保護のため4点式以上のロールバーを装着しなければならない。
2. 競技走行中以外の競技会場内での車両の移動は最徐行とし、ウォームアップランやブレーキテストなどを禁止する。
3. エンジン始動中にジャッキアップを行う場合は、リジットジャッキ(通称ウマ)を用いドライバーまたはメカニックが運転席に乗車する事。これ以外の方法でのエンジン始動中のジャッキアップは禁止する。
4. パドック内に燃料を保管する場合は、消防法に適合した金属製の携行缶に保管することとし、保管量は参加者1名につき20リットルを超えてはならない。
5. パドック内で給油する場合は、粉末消火器(国家検定合格済の薬剤質量3kg以上)を準備する事。

第20条 参加者および競技運転者の遵守事項

1. 参加者およびドライバーは、競技期間中に競技会場において薬物等によって精神状態を繕ったり、飲酒してはならない。

第21条 ドライバーズブリーフィング

1. 主催者は、競技開始前に競技会審査委員会の出席を得てドライバーズブリーフィングを開催しなければならない。
2. 競技参加者(またはその代理人)は、ドライバーズブリーフィングの開始から終了まで出席していなければならない。これに違反した場合(遅刻を含む)はペナルティの対象となる。

第22条 スタート

主催者は、国内競技規則等の上位諸規則を逸脱しない範囲において、競技会審査委員会の承諾を得て、競技会特別規則書に明記または公式通知にて公表する事を条件に、本条の規定の各項を追加・変更・削除する事ができる。

1. スタートは原則としてゼッケン順に行うものとする。
2. ダブルエントリーの場合の後発車出走順は、先発車の6台後(中間5台)とする。この措置により、先発・後発のどちらかまたは両方が、隣接するクラスに食込んだ出走順になる場合がある。
3. 主催者は、クローズドクラス等の競技初心者と思われる選手が参加しているクラスについて、慣熟走行の機会を与える様に配慮する事。(慣熟走行、第1ヒート、第2ヒート、計3回の走行など)

第23条 計時

主催者は、国内競技規則等の上位諸規則を逸脱しない範囲において、競技会審査委員会の承諾を得て、競技会特別規則書に明記または公式通知にて公表する事を条件に、本条の規定の各項を追加・変更・削除する事ができる。

1. 計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った瞬間に開始し、最終のコントロールラインを横切った瞬間に終了する。この区間を『計測区間』という。
2. 計測は、自動計測機器にて1/1000秒まで計測し、その計測結果を成績とする。
3. 万一、自動計測機器による計測が不能な事態が発生した場合は、代替の自動計測機器の計測結果、または複数の手動計測機器(ストップウォッチ等)の計測結果の平均値を成績とする。
この場合の計測精度は1/1000秒となる場合がある。

第24条 ペナルティー

主催者は、国内競技規則等の上位諸規則を逸脱しない範囲において、競技会審査委員会の承諾を得て、競技会特別規則書に明記または公式通知にて公表する事を条件に、本条の規定の各項を追加・変更・削除する事ができる。

1. スタート指示に従わない場合は、当該ヒートの出走権利を失うものとする。

2. スタート合図後、速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
3. 反則スタートと判断された場合は、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
4. コース上のマーカー（パイロン）の転倒、または移動と判断された場合は、マーカー1個につき、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
マーカーとは、『計測区間』に設置された物、および、計測機器を防護する為に設置された物の事で、これ以外に、車両の整列や立入禁止区域の明示等の目的で設置された物などは含まない。
5. コースから脱輪した場合は、1輪・1回につき、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
6. 4輪が同時にコースから脱輪（コースアウト）した場合は、当該ヒートを無効とする。
7. ミスコースと判断された場合は、当該ヒートを無効とする。
8. 走行中に競技役員を含む他の援助を得た場合は、当該ヒートを無効とする。
9. 計測機器に接触するなど、以後の計測に支障のある様な走行をした場合は、当該ヒートを無効とする。
計測機器とは、コントロールラインに設置してある物だけではなく、中間計測などを行う目的で機器を設置してある場合は、これも含むものとする。
10. 主催者は、ペナルティの対象となるマーカーや脱輪箇所などを、ドライバーズブリーフィング等で、参加者に周知徹底する事。慣熟歩行前に発表される競技コース図に明記する事が望ましい。

第25条 罰則

1. 規則違反、または競技役員の指示に従わない場合には、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。
2. 本規則に関する罰則および本規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

第26条 抗議

参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い抗議する権利を有する。

1. 競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
2. 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。
3. 抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記し、国内競技規則に規定する抗議料を添えて競技長に提出すること。
4. 抗議が正当と裁定された場合、抗議料は返却される。
5. 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は競技会技術委員長が算定する。
6. 審判員の判定、および計時装置に関する抗議はできない。
7. 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。

第27条 順位の決定

主催者は、国内競技規則等の上位諸規則を逸脱しない範囲において、競技会審査委員会の承諾を得て、競技会特別規則書に明記または公式通知にて公表する事を条件に、本条の規定の各項を追加・変更・削除する事ができる。

1. 選手権シリーズに属するクラスについては、『日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定』に規定される方法にて順位を決定する。
2. 上記以外のクラスについても、同様の方法で順位を決定する。

第28条 競技会の成立、延期、中止、短縮

当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定』に従う。

第29条 賞典の制限

1. 全ての競技会において、クラス毎に参加台数によって授与する賞典対象を下表に統一する。
尚、この場合の参加台数とは、主催者がエントリーリストを発表した時点での台数とする。

クラス別参加台数	1台	2台	3台	4台	5台	6台	7台	8台
授与する賞典対象	なし	1位のみ	1位のみ	2位まで	2位まで	3位まで	3位まで	4位まで
クラス別参加台数	9台	10台	11台	12台	13台	14台	15台	16台以上
授与する賞典対象	4位まで	5位まで	5位まで	6位まで	6位まで	7位まで	7位まで	8位まで

2. 主催者は賞典対象を減ずる事はできない。賞典対象を追加する場合には、競技会特別規則書に明記するか、ドライバーズブリーフィング開始時刻までに、公式通知にて発表しなければならない。
3. 最多チーム賞・レディース賞などの特別賞の設定は、主催者の自由とし、本規則では制限しない。

4. 1項及び2項の賞典は、完走して順位認定を受けた参加者に対してのみ授与される。
5. 1項及び2項の受賞対象者は、別条【競技運転者の装備】に記載される服装で表彰式に出席しなければならない。
6. 表彰対象者が表彰式に欠席した場合には、表彰を放棄したものとして、JAFメダルを含む全ての副賞は主催者にて没収される。

第30条 シリーズ運営事務局への報告

1. 主催者は、競技会終了後2週間以内に、参加者全員の成績表とシリーズ積立金を運営事務局まで送付する事。送付なき場合は、JMRC四国が主催するクラブ代表者会議等への出席を制限する事がある。送付・送金については、持参・現金書留・FAX・メール・振込みなど、その方法は問わない。
2. 成績表は、インターネットで公開するので、電子化された資料が望ましい。
3. シリーズ積立金は、下記2項目の合計金額とする。

①選手権シリーズ・AT部門の参加合計数 × 1,000円

参加合計数とは、実際の参加／不参加を問わず、該当クラスで参加料を徴収した参加数の合計。
また、参加料を無料とした場合でも、競技結果成績表の該当クラスに記載されていれば、これも参加数に含める。

ただし、参加申込の拒否等の理由で、参加料を返還した場合には参加数に含めなくてよい。

②重量計測機器使用料 …… 無料

4. シリーズ運営事務局(ジムカーナ)

〒791-8022 愛媛県松山市美沢2丁目5-33 山本自動車工業内 西森啓祐	
TEL : 089-924-0220	FAX : 089-924-0299
E-mail : admin-web@jmrc-shikoku.gr.jp	

5. シリーズ積立金の振込先(ジムカーナ)

※ゆうちょ銀行から振込みの場合(手数料無料)

金融機関名 : ゆうちょ銀行	口座名 : JMRC四国ジムカーナ部会
記号 : 16140	番号 : 22437051

※ゆうちょ銀行以外から振込みの場合(振込手数料は送金者負担でお願いします。)

金融機関名 : ゆうちょ銀行	口座名 : JMRC四国ジムカーナ部会
店名 : 六一八(ロクイチハチ)	店番 : 618
預金種目 : 普通預金	口座番号 : 2243705

第31条 本規定の解釈

1. 本規定に記載されていない事項については、競技に関する諸規則(競技会特別規則書・公式通知を含む)に準じる。
2. 本規定及び競技に関する諸規則(競技会特別規則書・公式通知を含む)の解釈に疑義が生じた場合には、競技会審査委員会の決定を最終とする。

第32条 本規定の特例

1. やむを得ない事情により本規定を適用できない場合には、他の諸規則を考慮した上で、JMRC四国運営委員会がその処置を決定する。
2. JMRC四国運営委員会は年度途中においても本規定を見直す場合がある。

第33条 本規定の施行

1. 本規定は、別記の発表日と同時に施行される。
2. 本規定は、JMRC四国に加盟するクラブが主催する全てのジムカーナ競技会に適用されるもので、参加申込受付開始と同時に有効となる。

1211:第6条追加・変更:第11条派遣審査委員長変更
2013年 1月 1日 発表予定
JMRC四国運営委員会・JMRC四国ジムカーナ部会